**人材開発支援助成金　職業訓練実施計画届**

人材育成支援コース

**計画**

人材育成・認定実習

(R７.４月版)

人材育成支援コース（人材育成訓練・認定実習併用職業訓練）

提出書類チェックリスト

提出期間　→　**訓練開始日の６か月前から1か月前まで**　　　　　　提出先→**新潟労働局職業対策課助成金センター**

※郵送等（**配達記録の残るもの**に限ります。）により提出する場合は、**当センターへの到達日が受付日**となります。

例　　訓練開始日　　 7月　１日→１月　１日から6月　1日まで

7月15日→１月１５日から6月15日まで

7月3０日→１月30日から６月３０日まで

7月3１日→１月３１日から6月30日まで

9月30日→３月３０日から8月30日まで（前月の同日が期限、31日ではない）

3月29日→９月２９日から２月２８日まで（２月２９日まである場合は、２月２９日）

3月30日→９月３０日から２月２８日まで（２月２９日まである場合は、２月２９日）

3月31日→９月３０日から２月２８日まで（２月２９日まである場合は、２月２９日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | 新潟労働局職業対策課助成金センター人材開発支援助成金　人材育成支援コース担当〒950-0965　新潟市中央区新光町16-4荏原新潟ビル1F電話　025-278-7181　FAX　025-278-7137 |
|  |  |  |  |  |  |
| NO | 提　出　書　類、添　付　書　類　等 | 提出形態 | 提出者チェック欄 | 労働局チェック欄 |
|  | **○共通して必要となる書類** |  |
| 1 | ■　**「訓練実施計画届」チェックリスト**（当チェックリストにチェックを入れて、提出書類の一番上にして提出願います。） | 原本 | [ ]  | [ ]  |
| 2 | ■　**「職業訓練実施計画届」（様式第1－１号）**・代理人が、事業主の委託を受けて提出する場合には「委任状」の添付が必要です。 | 原本 | [ ]  | [ ]  |
| 3 | ■　**「対象労働者一覧」（様式第3－１号）** | 原本 | [ ]  | [ ]  |
| 4 | ■　**「事前確認書」（様式第１１号）** | 原本 | [ ]  | [ ]  |
| 5 | ■　**訓練カリキュラム、受講案内等**・訓練の実施方法が通学制・同時双方向型の通信訓練⇒訓練等の実施目的、実施日時、訓練日ごとの実施内容・実施場所、（事業内訓練の場合、講師名を含む）実訓練時間数、受講料（料金体系）が分かるもの・訓練の実施方法がeラーニング⇒訓練等の実施目的、実施内容、契約期間（訓練受講可能期間）、標準学習時間又は標準学習期間、LMS等により訓練等の進捗管理を行える機能を有していること、受講料（料金体系）が分かるもの・訓練の実施方法が通信制⇒訓練等の実施目的、実施内容、契約期間（訓練受講可能期間）、標準学習時間又は標準学習期間、設問回答・添削指導・質疑応答等が可能である訓練であること、受講料（料金体系）が分かるもの | 写 | [ ]  | [ ]  |
| 6 | ■　**訓練の実施方法が通学制・同時双方向型の通信訓練の場合であって、実施場所が申請事業主の事業所・営業所等と同一の所在地であるとき**・事業所・営業所等の見取図・レイアウト図の写し等※通常の事業活動・営業活動と区切られている場所で訓練を実施することが分かるもの | 写 | [ ]  | [ ]  |
| 7 | ■　**事業内訓練を実施する場合で、認定職業訓練以外の場合**※様式について任意様式は不可**「（人材育成支援コース）OFF-JT講師要件確認書」（様式第１０号）**※職業訓練指導員免許の保有者または１級の技能検定合格者の場合は、併せて職業訓練指導員免許証または1級の技能検定合格証書を提出してください。 | 原本（様式）他は写 | [ ]  | [ ]  |
| ８ | ■　**事業外訓練を実施する場合**・訓練にかかる教育訓練機関との契約書又は受講案内及び申込書の写しなど※教育訓練期間の名称、所在地、連絡先、契約内容、契約期間（訓練受講可能期間）、受講料（料金体系）が分かるもの | 写 | [ ]  | [ ]  |
| ９ | ■　**事業外訓練の場合であって、教育訓練期間等から次の資料（受講案内を除く）を提供された場合**・教育訓練期間等から提供された訓練費用の負担軽減に係る説明資料等 | 写 | [ ]  | [ ]  |
|  | **○その他** |  |
| 10 | ■　**認定実習併用職業訓練を実施する場合****・**OJTのカリキュラム（実施計画認定申請（※能開法第26条の３第１項）で添付した教育訓練カリキュラム） | 写 | [ ]  | [ ]  |

※これらの書類のほかに、必要に応じて労働局長が書類の提出を求める場合があります。

※既に提出した職業訓練実施計画届について、変更が生じる場合は、**期限までに「職業訓練実施計画変更届」の提出が必要**です。